

**令和 8 年第 3 回
羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（定例会）
会議録**

日 時 令和 8 年 6 月 2 4 日（水）午後 1 時 3 0 分～午後 1 時 5 0 分

場 所 羽村・瑞穂地区第 2 学校給食センター会議室

出席者の氏名 5 人

教育長 儘田 文雄、教育長職務代理者 大井 克己、

委員 永井 英義、委員 村上 豊子、委員 海東 朝美

欠席者 なし

傍聴者 なし

出席した職員の職・氏名

事務局長 西尾 洋介、給食課長 田島 等、管理給食係長 鳥海 博幸、

管理給食係 大瀧 枝里子

組織市町教育委員会の出席者の職・氏名

羽村市教育委員会生涯学習部 参事 西 雅生

羽村市教育委員会生涯学習部長 吉岡 泰孝

羽村市教育委員会生涯学習部学校教育課長 平原 貞幸

瑞穂町教育委員会学校教育部長 目黒 克己

瑞穂町教育委員会学校教育課長 大澤 達哉

議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 議案第 7 号 羽村・瑞穂地区第 2 学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 3 議案第 8 号 令和 8 年度羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

日程第 4 報告事項 1 令和 8 年度羽村・瑞穂地区学校給食センター食育関係事業について

日程第 5 報告事項 2 令和 8 年度学校給食に関するポスターコンクールについて

日程第 6 報告事項 3 令和 8 年度新学校給食センター施設整備スケジュールについて

***** 開 会 *****

○教育長（儘田文雄） ただいまの出席者は5人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第3回羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会定例会を開会します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

〔日程第1〕

○教育長（儘田文雄） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、「羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会会議規則」第27条第2項の規定により、教育長において、大井克己委員を指名いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

〔日程第2〕

○教育長（儘田文雄） 日程第2、議案第7号、「羽村・瑞穂地区第2学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（西尾洋介） 教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○事務局長（西尾洋介） それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第7号、「羽村・瑞穂地区第2学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について」を説明いたします。

本案は、羽村・瑞穂地区第2学校給食センターの管理及び運営に関する規則について、規則の一部改正をする必要が生じたことから、「羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会行政組織規則」第2条第2号の規定に基づき提出するものです。

改正内容につきましては、お手元の議案第7号の1ページ目、1枚おめくりください。1ページ目、新旧対照表をご覧ください。

第2条中、給食課に庶務係及び職員係を加えるものです。

なお、本案は、当該係の設置にあたり、あらかじめ規則改正を行うべきところ、遺漏があったことから整合性を図るもので、この規則は公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長（儘田文雄） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（質疑なし）

○教育長（儘田文雄） よろしいでしょうか。

お諮りします。議案第7号、「羽村・瑞穂地区第2学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（儘田文雄） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

〔日程第3〕

○教育長（儘田文雄） 日程第3、議案第8号、「令和8年度羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（西尾洋介） 教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○事務局長（西尾洋介） 議案第8号、「令和8年度羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」を説明します。

本案は、「羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会条例」第3条第2項の規定に基づき委嘱している羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会委員について、令和8年6月30日をもって任期満了となることから、新たに委員を委嘱するため、「羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会行政組織規則」第2条第7号の規定に基づき提出するものです。

内容につきましては、お手元の別紙委員名簿のとおりとなります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長（儘田文雄） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありましたら、お願いしたいと思います。

どうぞ。

○委員（村上豊子） 運営審議会委員について、各学校から前は1人ずつ出ていたかなと思うんですが、ここには挙がっていない学校もあるかなと思ひまして、そういった場合、どういう基準で、例えば、PTAが機能していなくて代表が選べなくて出てこないんだよ。じゃあ、それでも学校のほうから推薦された立場であっても、委員として名を連ねていても大丈夫なのか、それとも規約のほうに、それでは駄目だよと書いてあるのかどうか。

それからあと、審議会委員がいないことによるデメリット、そういったものをどういうふうに組合としては見ていらっしゃるか、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

○事務局長（西尾洋介） 教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○事務局長（西尾洋介） まず、ご質問の１点目の、羽村市、瑞穂町、ともにＰＴＡを設けていない学校が実際にございまして、この名簿の中でも３校くらいあります。今の委員の選出についてのご質問ですけれども、先ほどの説明の中にもありましたとおり、羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会条例という、地方公共団体としては最上位の例規で条例制定をさせていただいております、その条例の中で、組織を第３条に規定しております。その第３条第２項の第２号に、羽村市立または瑞穂町立の小中学校のＰＴＡの代表者、こういう規定がございます。今のこの規定に基づきまして各学校を通じて推薦を求めていますので、この条例でＰＴＡの代表者というふうに明確に規定しているものですから、今現在、令和８年度におきましてもＰＴＡのない学校につきましては、今回、委員のほうには入れていないということの背景がございます。

今後、時代とともにというのでしょうか、地域であつたり、地域のいろいろな事情であつたり、ＰＴＡが機能しないというのでしょうか、ＰＴＡに代わるような活動組織体というのも見えてくると思います。この審議会を運営していくにあたって、この条例のままでいいのかというのは非常に課題として私どもも持っておりますので、まだいつという断言まではできませんけども、この条例の内容、組織の規定につきましては、一度改めなければいけないのかなというふうに課題としては思っているところであります。

また今回、ＰＴＡの３委員さんがここに上がってきません。今後、審議会でお諮りするときに、事務所掌の中では、教育委員会で諮問をして、この運営審議会では調査審議して答申するというような重要な役割を持っていたらいい審議会でございますので、重要案件を審議していく上では、構成する羽村市、瑞穂町の各学校単位でのご意見というのにも必要になる場面が出てくることは想定できます。今現在、令和８年度はそういった意味では重要案件と言われる位置づけの審議は予定しておりませんので、令和８年度は今日のご提案させていただいたメンバーでいろいろなこちらからの情報提供なり、ご意見いただくという場面を設けていきたいと考えております。今後、重要案件をこの審議会にお諮りするには、各市と町の各学校単位の委員さんというところは求められてくるのが十分想定もできますので、令和８年度については特段、今は影響ないものとは考えておりますが、条例の改正とあわせて、この審議会の役割等も総合的に考えなければいけないと思っております。

以上です。

○委員（村上豊子） ということはデメリットとすれば、意見が反映されなくなるということでしょうか。

○事務局長（西尾洋介） 教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） はい。

○事務局長（西尾洋介） そうですね。諮問答申という形で、教育委員会に答申するという役割を、この機能をこの審議会には持っていておりますので、そういった意味では、そこの学校単位からのご意見というのは吸い上げづらくなるということが想像できます。令和8年度においては、そこまでの重要な案件を考えておりませんが、いらっしゃらないということで、そういうデメリットというのは考えています。以上です。

○教育長（儘田文雄） ほかにございませんか。

（質疑なし）

○教育長（儘田文雄） ないようですので、これで質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第8号、「令和8年度羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（儘田文雄） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

〔日程第4〕

○教育長（儘田文雄） 日程第4、報告事項1、「令和8年度羽村・瑞穂地区学校給食センター食育関係事業について」、事務局からの説明を求めます。

○給食課長（田島等） 教育長、給食課長です。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○給食課長（田島等） 報告事項1、「令和8年度羽村・瑞穂地区学校給食センター食育関係事業について」、ご説明いたします。

お手元に配付いたしました報告事項1資料をご覧ください。

本年度も、食育関係事業として、表面から裏面にかけて、太字で記載の1、学校給食に関する情報提供、2、食育推進事業の実施、裏面になりますが、3、食育推進のための学校との連携、この3項目を推進の基本として位置づけ、それぞれの項目に記載した事業を行ってまいります。

各項目の実施事業については、1の学校給食に関する情報提供では、給食だより、給食時指導用資料の配付等、4事業を予定しています。2の食育推進事業の実施では、地場産物の利用促進、学校給食に関するポスターコンクールの実施等、3事業を予定しています。裏面の3、食育推進のための学校との連携では、学校訪問、授業への学校栄養職員の派遣等、5事業を予定しています。

内容につきましては、後ほどご確認願います。

以上で報告を終わります。

○教育長（儘田文雄） 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。

何かございますでしょうか。

（質疑なし）

○教育長（儘田文雄） ないようですので、質疑を終了したいと思います。

報告事項2、「令和8年度学校給食に関するポスターコンクールについて」、事務局からの説明をお願いいたします。

○給食課長（田島等） 教育長、給食課長です。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○給食課長（田島等） 報告事項2、「令和8年度学校給食に関するポスターコンクールについて」、ご説明いたします。

報告事項2の1資料は、令和8年度学校給食に関するポスターコンクールの実施要項となります。

この事業は、当センターの食育関係事業の中でも最も主要な事業であり、毎年、各学校のご協力により、多くの児童・生徒から応募をいただいております。この実施要項とあわせまして、報告事項2の2資料として作品募集のチラシ、緑色のチラシになります。こちらを配付させていただきました。

事業内容ですが、基本的には昨年と同様となりますが、募集期間は、7月から9月8日までといたします。

応募していただきました作品に対して、9月中に審査会を開催して最優秀賞4作品、優秀賞4作品、入賞は20作品程度を決定し、11月2日（月）に表彰式を行う予定でございます。

その後、最優秀作品につきまして、給食の配送車のコンテナ部分に掲示いたします。また、全入選作品を羽村市のプリモホールゆとろぎと、瑞穂町の郷土資料館けやき館で原画を展示して、給食だよりや羽村市・瑞穂町の広報紙等でもお知らせいたします。

以上で報告を終わります。

○教育長（儘田文雄） 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。

何か質疑ございますか。

（質疑なし）

○教育長（儘田文雄） ないようですので、質疑を終了します。

報告事項3、「令和8年度新学校給食センター施設整備スケジュールについて」、事務局からの説明をお願いいたします。

○給食課長（田島等） 教育長、給食課長です。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○給食課長（田島等） 「令和8年度新学校給食センター施設整備におけるスケジュールについて」、ご説明いたします。

報告事項3の資料をご覧ください。

令和8年度、主な目的として給食センター候補地の一部となる民有地の取得が主なものとなります。

先月、新学校給食センター施設整備検討協議会を開催いたしました。この協議会とは、羽村市と瑞穂町の財産管理を含む企画部門、それと教育部門の部課長と当組合のメンバーで構成された協議の場となりますけれども、そこで今年度の実施スケジュールをご説明させていただいたところであります。

6月に、不動産鑑定士との鑑定委託契約を結び、9月にはその鑑定結果を基に、所有者に対しまして、購入予定金額の提示をする予定でございます。

その後の予定は、あくまでその土地所有者がその提示額に対しまして、内諾をいただいた上での予定となりますが、10月に東京都からの購入資金となる借入額を報告し、11月の組合議会定例会におきまして予算化の承認をいただき、来年の3月には売買契約を結ぶスケジュールとなっております。今年度、この民有地を取得して、給食組合の名義とこの土地がなることで、翌年度以降では整備計画自体がより具体的となって、新たな給食センターの整備候補地から整備予定地として事業が進められるものと考えてございます。

説明は以上となります。

○教育長（儘田文雄） 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。

何か質疑ございますか。

○教育長職務代理者（大井克己） 土地所有者との土地売買契約、うまく交渉が進めば3月ということで、3月に契約して、これは何か今上物があるんでしたか。土地があるのでそのまま売買契約になりまして、年度内に事業が完了する予定なのか、それとも年度をまたぐ感じか、その辺もし予測ができましたらお願いします。

○給食課長（田島等） 教育長、給食課長です。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○給食課長（田島等） 今現在、この土地につきましては、土地の地目が山林ということで、実際に樹木が地上にございまして、それが実際に、本来であれば、すぐ宅地にする場合であれば、その樹木を移転の補償金として支払い、土地所有者が更地にして、それを売買で譲渡するというような形が本来の形です。しかし、今回、土地の所

有者の要望もありまして、この土地自体をそのまま引き渡すと口頭での約束ではあるんですけど、そのままの状態の評価して、それが土地の鑑定価格にどういうふうな影響を及ぼすか、ちょっとまだ現時点では何とも言えませんけれど、そういった形で土地の売買契約をするということで進めようと考えています。年度自体は、要は組合議会を通して、東京都からの借入れも含めて、大体2月の終わりから3月上旬には契約できるんじゃないかという形で進んでいまして、登記自体も含めまして、3月の末に一応完了するという考えでございます。

○教育長職務代理人（大井克己） ありがとうございます。

○教育長（儘田文雄） ほか、いかがでしょうか。

（質疑なし）

○教育長（儘田文雄） ないようですので、質疑を終了します。

これをもちまして、令和8年第3回羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会定例会を閉会いたします。

以上、会議の経過（概要）を記載し、その相違がないことを証するために、ここに署名をいたします。

令和8年6月24日

羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会

教育長

羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会

委 員